

年に一度、必ず健診を受けましょう

特定健診が始まります

特定健診は、受診日時点において40歳～74歳で国保に加入している方が対象の無料健康診断です。

受診には受診券と被保険者証を

3月31日時点の対象者には、5月中旬に特定健診の受診券を送付しています。受診の際には、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

受診券が送付されていても、就職などで社会保険に切り替わった場合は、国保の受診券で受診することはできません。この場合は、職場などで行う健康診断を受診してください。

また、4月1日以降に国保に加入した方で健診を希望される方は、受診券を送付しますので、すこやか子育て課までご連絡ください。

健診内容

- ① 身体測定（身長、体重、腹囲測定）
- ② 尿検査
- ③ 血圧測定
- ④ 血液検査（脂質、血糖値、肝機能、腎機能、貧血）
- ⑤ 医師による診察
- ⑥ 心電図
- ⑦ 眼底検査（医師の判断により実施）

集団健診もあります

医療機関で行う健診のほかに、福祉保健センターなどで行う集団健診があります。

集団健診では、肺がん検診や大腸がん検診と一緒に受診できる日もあります。



集団健診の日程変更

日程	場所
7月8日 日	八幡平市民センター ※予定通り実施
7月13日 火	尾去沢市民センター ※予定通り実施
7月30日 金	福祉保健センター ※中止

※7月30日金に予定していた集団健診は新型コロナウイルスのワクチン接種業務を優先するために中止となりました。何卒、ご了承くださいませ。

※8月以降にも福祉保健センターなどを会場に集団健診を予定しています。日程については開催月の広報などでお知らせします。

市民課 国保医療班

すこやか子育て課 健康づくり班
☎ 30・0222
☎ 30・0119

国民健康保険税のお知らせ

☎ 税務課 課税班 ☎ 30-0213

軽減制度

低所得者世帯の税負担を軽くするため、前年中の所得合計額が一定基準額以下の場合、均等割額と平等割額を減額する軽減制度があります。令和3年度からの軽減判定基準は次のとおりです。

軽減制度適用表 <改正後>

軽減率	軽減の対象となる所得基準
7割軽減	43万円 + 10万円×(給与所得者などの数-1)
5割軽減	43万円 + 28万5千円×被保険者数 + 10万円×(給与所得者などの数-1)
2割軽減	43万円 + 52万円×被保険者数 + 10万円×(給与所得者などの数-1)

軽減判定の注意点

- ・65歳以上の年金所得者は、年金所得から15万円（年金所得が15万円未満の場合は全額）が控除されて判定されます。
- ・土地・家屋などの譲渡所得は、特別控除を差し引く前の金額で計算され、事業所得は専従者控除（専従者給与）を差し引く前の金額で計算されます。
- ・軽減制度への申請は必要ありませんが、適用の可否判定のため、世帯主および国保加入者全員の所得申告が必要となります。

課税限度額

国民健康保険税は医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの合計が税額となります。それぞれの限度額が下記のとおりです。

課税限度額適用表

項目	課税限度額
医療給付費分	63万円
後期高齢者支援金分	19万円
介護納付金分	17万円

納付方法

納付方法は普通徴収と特別徴収（年金天引き）の2通りあります。普通徴収の方は、年額を7月から2月の8回に分けて納付していただきます。口座振替の方は、各納期限の日に口座から引き落としになります。

特別徴収の方は、年6回の年金支給の都度、年金からの天引きで納付していただきます。特別徴収の対象者は、以下の要件をすべて満たしている方です。

特別徴収の要件

- ・世帯主が国保加入している
- ・世帯主が今年度中に75歳にならない
- ・国保加入者が全員65歳以上75歳未満
- ・世帯主が年金を年額18万円以上受給している
- ・介護保険料と国保税の合算額が受給額の2分の1を超えない
- ・介護保険料が特別徴収されている

国民健康保険税の納付方法の変更

国保税の納付方法は、以下の要件をすべて満たしている方に限り、特別徴収（年金天引き）から普通徴収（口座振替）に変更できます。変更を希望される方は、税務課課税班へ申請してください。申請が認められた場合、2～4カ月後の年金支給分から、納付方法を変更します。

普通徴収への切り替え要件

- ① 口座振替により納付される方
- ② 過去2年間において国民健康保険税の未納がない方

※上記①②の両方を満たす必要があります。

申請に必要なもの

被保険者証

口座振替を申し込んでいない方は、口座振替の申し込み後に①②いずれかの書類をご持参ください。

- ① 口座振替依頼書の本人控え（金融機関窓口へ口座振替依頼書を提出した方）
- ② 受付結果のプリントアウト（インターネットの鹿角市 Web 口座振替受付サービスで手続きした方）

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免

令和3年度国民健康保険税について、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難な世帯に対して減免します。詳しい内容は令和3年度国民健康保険税納税通知書に同封するチラシまたはホームページをご覧ください。



鹿角市国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、国民健康保険税が減免となります。

【国民健康保険税の減免の対象となる方】
① 新型コロナウイルス感染症により、または生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
→ 国民健康保険税を全額減免
② 新型コロナウイルス感染症の影響により、または生計維持者の収入減少額が見込まれる世帯の方
→ 国民健康保険税の一部を減額

※国民健康保険税の一部減額される具体的な要件
世帯の全世帯主が被保険者であること（世帯主が2人以上の場合は、世帯主の1人以上が被保険者であること）
（1）世帯主が収入減少額が400万円以下であること
（2）世帯主が収入減少額が400万円を超えている場合は、世帯主の収入減少額が400万円以下であること
（3）収入減少が見込まれる世帯の世帯主以外の世帯員の収入減少額が400万円以下であること

※申請にあたっては、世帯主が収入減少額を証明する必要があります。
「世帯主が収入減少額を証明する書類」は、世帯主が収入減少額を証明する書類を提出してください。

○国民健康保険税の減免額は、減免対象の国民健康保険税（A+B+C）に減免割合（D）をかけた金額です。

減免対象の国民健康保険税（A+B+C）：合計所得額に該当した減免割合（D）
A：世帯主が収入減少額が400万円以下の場合：10%の減額
B：世帯主が収入減少額が400万円を超えている場合：10%の減額
C：世帯主が収入減少額が400万円を超えている場合：10%の減額
D：世帯主が収入減少額が400万円以下の場合：10%の減額
D：世帯主が収入減少額が400万円を超えている場合：10%の減額

※世帯主が収入減少額を証明する書類を提出し、世帯主が収入減少額を証明する書類を提出してください。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずは鹿角市税務課にお問い合わせ下さい。

鹿角市 税務課 課税班
電話：0186-30-0213 メールアドレス：seimu@city.kazuno.jp
ホームページにも掲載内容を掲載しております。
HP: https://www.city.kazuno.lg.jp